

■ ライフライン、都市計画との連携で地域防災計画を

フェロー 工博 長崎大学教授 工学部社会開発工学科 高橋 和雄 Kazuo TAKAHASHI

阪神・淡路大震災の災害初動期に、電気、都市ガスおよび電気通信の被害や復旧情報が被災した各市ではなく、兵庫県の災害対策本部に全域的な情報が提供される状況が続いた。大規模災害時には、県や市町村の行政単位を超えて広範囲に被害が発生する。一方、ライフラインの管理ブロック（上下水道を除く）は市町村の行政単位とは異なるため、地区ごとの復旧情報が出せない。前もって行政区画に合わせた情報が出せるようにしておくことが必要である。また、電気、都市ガスおよび電気通信は災害時・復旧時に重大な問題となるにもかかわらず、行政機関とは別組織であるため地域防災計画の作成にあたって十分な協議が行われていない。策定時にライフラインの担当者の参加を得て、災害時に有機的な連携ができる体制をつくるべきである。また、災害時には、ライフラインの被害状況や生活再開のプロセスに応じた復旧戦略を立案するシステムが必要である。たとえば、「上下水道が復旧した地域からガスの復旧を

優先的に行う」、「解体する家屋では電話、電力の復旧をしない」、「建物解体時に地下の埋設物に障害を与えない」、「通電火災を減らすため電力会社と消防局が立ち会う」などが考えられる。

これは制度上の問題であるが、地域防災計画の地震防災編を、消防防災の部門だけで作成するには限界がある。地震被害の様相は、都市施設の配置、建物、土地利用などの都市構造に密接に関係するため、都市計画部門と一体となった震災対策ができるような行政内部体制にすべきである。

この他、防災計画の策定にあたって常々感じていることを加えると、①警察通報（110番）と消防通報（119番）の情報交換、②監視カメラの導入、③相互通信可能な防災行政無線の導入、④音声だけに頼らない情報提供システム（FAXの活用など）、⑤自動車電話、携帯電話からの119番通報が最寄りの消防署でなく、回線を統制する、県庁所在地の消防署がコールされる問題などの対策が望まれる。

■ 小単位の自立型防災システムを！

（株）計画技術研究所所長 林 泰義 Yasuyoshi HAYASHI

自然災害とは、本来の定義からも人知を超える事態を指すものであり、完璧な防災計画があると考えることは本来、定義に矛盾することになる。しかも、大都市のように複雑なシステムが錯綜し、膨大な数の建築物や巨大工作物が集積する場において、そのすべてが完璧に防災上の基準をクリアし、その建設工程や製造工程に全くミスがないということもあり得ない。つまり、人為的なミスによる災害の拡大は必ず発生するのである。

したがって、眞の防災計画とは、防災計画が破綻した場合にも、その破綻の度合を少しでも小さくしうるシステム原理が示され、組織としての行

動原理が示されているものということになろうか。

物的な環境面の防災性からは、個々の建築や工作物の安全性を、人命に被害を与えない程度の破壊を許容することを目標としたり、学区程度の空間単位で、ある期間自立しうるライフラインのシステムを形成するなどの議論は、破綻しても決定的な破綻に至らないシステム原理を追求するための模索ともいえよう。

組織的な面では、ピラミッド型の組織は、破綻に対してきわめて危ういこと、決定に時間を要し、現場と中枢の間のズレが大きいことなどの問題が